

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正(案)

項目	国基準	市基準
幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	(附則第三条) 教育及び保育に直接従事する職員の員数に加える場合の副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものとしているところ、施行日から起算して10年間はいづれかの資格のみとすることができる。	(附則第三条) 国基準どおり